

議案第 9 5 号

特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定
について

特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように制定する。

令和 4 年 12 月 23 日 提出

羽曳野市長 山入端 創

提 案 理 由

羽曳野市特別職報酬等審議会からの答申、昨今の社会経済情勢等を踏まえ、特別職の職員の期末手当の支給額を改定するため、この条例を制定しようとするものであります。

特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

令和 年 月 日

羽曳野市条例第 号

第 1 条 特別職の職員の給与に関する条例(昭和 31 年羽曳野市条例第 6 号)の一部を次のように改正する。

第 6 条第 2 項中「100 分の 215」を「100 分の 225」に改める。

第 2 条 特別職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第 6 条第 2 項中「100 分の 225」を「100 分の 220」に改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 2 条の規定は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 1 条の規定による改正後の特別職の職員の給与に関する条例(次項において「新条例」という。)の規定は、令和 4 年 12 月 1 日から適用する。

(給与の内払)

- 3 改正前の特別職の職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、新条例の規定を適用する場合における給与の内払とみなす。

(委任)

- 4 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

特別職の職員の給与に関する条例 新旧対照表(第1条による改正)

新	旧
<p>第6条 1 省略</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在)において職員が受けるべき給料の月額及び地域手当の月額並びにこれらの合計額に100分の18を乗じて得た額の合計額に、<u>100分の225</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて一般職の職員の給与に関する条例(昭和43年羽曳野市条例第445号)第17条第2項各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>3 省略</p> <p>以下省略</p>	<p>第6条 1 省略</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在)において職員が受けるべき給料の月額及び地域手当の月額並びにこれらの合計額に100分の18を乗じて得た額の合計額に、<u>100分の215</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて一般職の職員の給与に関する条例(昭和43年羽曳野市条例第445号)第17条第2項各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>3 省略</p> <p>以下省略</p>

特別職の職員の給与に関する条例 新旧対照表(第2条による改正)

新	旧
<p>第6条 1 省略</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在)において職員が受けるべき給料の月額及び地域手当の月額並びにこれらの合計額に100分の18を乗じて得た額の合計額に、<u>100分の220</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて一般職の職員の給与に関する条例(昭和43年羽曳野市条例第445号)第17条第2項各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>3 省略</p> <p>以下省略</p>	<p>第6条 1 省略</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在)において職員が受けるべき給料の月額及び地域手当の月額並びにこれらの合計額に100分の18を乗じて得た額の合計額に、<u>100分の225</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて一般職の職員の給与に関する条例(昭和43年羽曳野市条例第445号)第17条第2項各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>3 省略</p> <p>以下省略</p>